

緊急消毒命令

道内では、死亡野鳥で高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認される事例が相次いで確認されており、本病が農場に侵入するリスクが極めて高い状況が継続していますので、家畜伝染病予防法に基づき、緊急消毒を命令します。

道において必要な消毒薬の一部を準備しますので、家畜保健衛生所の指導に従い消毒の徹底をお願いします。

1 農場に出入りする車両の消毒を実施



※特にタイヤまわりの消毒を実施

2 農場・畜舎に出入り時、長靴、資材等の消毒を実施



※汚れをしっかりと落として消毒を実施

3 畜舎に出入りする者の手指消毒を実施



使い捨てではない手袋を使用する場合、手袋にも病原体は付着しますので注意してください。

消毒薬の例



500倍希釈
で使用
(1 Lに 2 g)

次亜塩素酸系消毒薬

又は



500倍希釈
で使用
(1 Lに 2 ml)

逆性石鹼



直接噴霧
して使用

アルコール系消毒薬